

～橋本市一般不妊治療費助成を申請される方へ～

橋本市では、不妊や不育に悩むご夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成することでその経済負担の軽減を図り治療が受けやすい環境づくりに取り組んでいます。

★申請には次の確認や書類が必要です。

対象者（次のいずれにも該当する方とします。）

- ① 法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にあること。
- ② 夫または妻のいずれか一方が和歌山県内に1年以上住民登録しており、申請日において橋本市に住民登録していること。
- ③ 各種医療保険に加入していること。

対象経費

- 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる体外受精及び顕微授精を除く不妊治療
（例：タイミング療法、人工授精、薬物治療、手術治療など）
 - 治療の一環として行われる検査、及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査
 - 医療保険適用の有無に関わらず、不育治療及び検査も対象
（例：薬物治療、手術治療、抗体検査、染色体検査など）
- ※和歌山県不育症検査費助成事業の対象となる場合を除く。

助成額・期間

- 助成額：1年度につき上限3万円
- 期間：連続する2年間助成します。★申請は年度ごとに申請してください。
※助成を受けた後、出生された又は妊娠12週以降に死産に至った場合、助成期間をリセットできる（再度連続する2年間助成を受けられる）場合があります。

申請方法

- 治療を受けた日の属する年度の3月末までに申請してください。
※ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日、2月までである場合は5月末日、3月までである場合は6月末日まで申請が可能です。

必要書類

- 橋本市一般不妊治療費助成申請書
- 一般不妊治療医療機関受診等証明書（医療機関で証明を受けてください）
受診等証明書に記載された領収金額が助成限度額未滿で、院外処方があった場合は薬局でも受診等証明書をもらってください。
- 橋本市一般不妊治療費助成請求書
- 領収書（原本を提示してください）
- 健康保険証（夫婦ともに提示してください）
- 戸籍謄本（申請日時点で発行後3ヵ月以内のもの）
- 住民票（申請日時点で発行後3ヵ月以内のもの）

以下の書類は該当がある場合

- 事実婚関係に関する申立書（事実婚関係にある方のみ）
- 妊娠12週以降に死産に至った場合において、助成期間をリセットする場合は、死亡届等